

武蔵野市オープンデータ基本方針

1 オープンデータ推進の目的

この方針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」「世界最先端 IT 国家創造宣言」等を踏まえ、武蔵野市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、次の各号に掲げる目的を達成するため、市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

- (1) 行政の透明性・信頼性の向上
- (2) 公共データの共有及び協働による地域課題の解決
- (3) 情報公開の総合的な推進

2 オープンデータの定義

本市におけるオープンデータは、市が保有するデータを、誰もが活用できるよう、コンピュータでの機械判読と二次利用が可能な利用ルールに基づき、特定のアプリケーションに依存しない形式（CSV 等、別表第 3 段階）により公開するデータとする。

ただし、エクセルファイルや PDF 形式等、機械判読が難しいデータ形式であっても、公開可能である場合は対象とする。

3 基本原則

オープンデータの推進における基本原則は以下のとおりとする。

- (1) 市が保有するデータを積極的に公開する。
- (2) オープンデータ化が可能な情報から順次公開に努める。
- (3) 可能な限り機械判読可能な形式で、二次利用が容易な形式で公開する。
- (4) 個人情報が含まれるデータは対象外とする。
- (5) オープンデータ化する情報は、営利または非営利目的を問わず、すべての人が利用可能とする。
- (6) オープンデータの取り組みにかかる費用対効果や業務負荷について十分考慮し、効率的に取り組みを進める。

4 推進体制

オープンデータは武蔵野市 ICT 戦略会議のもと、全庁的な体制により推進する。

5 方針の改訂

この方針は今後の国等における検討及び技術の進展、市ホームページシステムの更改などを踏まえ、適宜見直しを行う。

6 二次利用のルール

オープンデータとして公開する情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認める。

情報の二次利用については、原則として「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス※1」を使用し、その中でも二次利用及び商業利用を認める「CC-BY※2」による公開に努める。

本市が保有する情報のうち、市以外の第三者から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。また、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

7 注意事項及び免責事項

オープンデータとして公開する情報については、可能な限り注意を払って作成を行うが、その内容の正確性・有用性等を完全に保証するものではない。また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市は責任を負わない。

※1 著作物の二次利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されているパブリック・ライセンスの一つ。作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使っても構いません」という意思表示をすることができる。

※2 クリエイティブ・コモン・ライセンスのうち、最も制限を課さないレベルのライセンス。このライセンスが表示されているデータは、作者の氏名やタイトルなどを表示することを条件とし、改変や営利目的での二次利用を行うことができる。

(別表) オープンデータにおける標準的なデータ公開形式の分類

	公開の状態	形式例	備考
第1段階	従来のデータ公開	PDF JPG	人が理解するための公開文書（編集不可）であるため二次利用が難しい形式。
第2段階	第1段階に加え、コンピュータで処理可能なデータで公開	XLSX DOCX	データを作成する際に多く選択される形式。編集可能だが、集計処理をする場合に各ファイルのフォーマットを合わせる必要がある。
第3段階	第2段階に加え、オープンに利用できるフォーマットでデータ公開	CSV XML シェープファイル (shp、shx、dbf)	特定のアプリケーションに依存せず、コンピュータでのデータ処理に向いている形式。
第4段階	Web標準（RDF等）のフォーマットでデータ公開	RDF XML	Web標準形式で機械判読可能である。
第5段階	第4段階が外部連携可能な状態でデータを公開	LoD RDF	データにリンクを付けて、Web上のデータベースと結びついた形式。関連したデータ同士がリンクするので、機械処理が容易。

武蔵野市オープンデータでは第3段階での公開を目指して取り組むこととするが、他の形式での公開を妨げるものではない。